

秋田県条例第三十六号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
第十六条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する当該指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等を含めた当該指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他当該指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。
（自動車を行う場合の障害児の所在の確認）

第十六条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の当該指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該障害児の所在を確実に把握することができる方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十六条中「及び第九条」を「、第九条から第十八条まで及び第二十条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十九条及び第二十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十六条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条例第二十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第十六条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう

努めなければ」とする。